

## 公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠

(2018年度の適用料金)

## 1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00069209
デジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00053563

## 2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	デジタル公衆電話 発信機能
① 2017年度の各機能に係る電気通信番号数 (2017年度末×12ヶ月) (台)	979,416	377,160
(a) 下記以外 (台)	672,516	377,160
(b) 特設公衆電話台数 (台)	306,900	0
② 合算番号単価 (2017年度末時点適用分) (円)	2	2
③ 各機能における事業法110条に規定する 負担金の額 ((a) + (b-2)) (円)	1,689,247	1,023,905
(a) (b)以外に係る負担金の額 (①(a) × ②) (円)	1,345,032	754,320
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額 (①(b) × ②) (円)	613,800	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 ( (b-1)について、公衆電話発信機能とデジタル公 衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按分。 ) (円)	344,215	269,585
④ 2017年度の算定対象需要実績 (千時間)	678	531
⑤ 1秒当り料金額 (③/④) (円/秒)	0.00069209	0.00053563

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値